

## 管理業務主任者の登録・主任者証の交付について

法とは「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」をいいます。

法令や通達は、国土交通省のHPから確認できます。クリック→ [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000269.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000269.html)

よくある質問	回答	参考
1 管理業務主任者として業務に従事したいのですが、どうすればよいですか？	<p>法で定義している「管理業務主任者」とは、管理業務主任者試験合格者又は移行講習会修了者（移行講習は現在行われていません。）のうち、管理業務主任者の登録を受け、管理業務主任者証の交付を受けた者をいいます。</p> <p>管理業務主任者試験に合格した方で、下記①又は②のいずれかの要件を満たし、欠格要件に該当しない方は、住所地を管轄する各地方整備局に登録申請書を提出することにより登録を受けることができます。</p> <p>①マンション管理事務のうち基幹事務に関する実務経験を2年以上有していること。 ②登録実務講習を修了していること。（実務経験が2年未満の者） 「欠格要件」：法第59条第1項第1号～第6号に掲げる要件。</p> <p>登録が完了すると、申請者に登録通知書（ハガキ）で通知します。 管理業務主任者証の必要な方は、登録通知が届いた後、別途交付申請の手続きを行ってください。登録と交付の申請を同時にはできませんのでご注意ください。 管理業務主任者証の交付申請は住所地を管轄する各地方整備局に交付申請書を提出してください。管理業務主任者証が出来上がりましたら、申請者に交付いたします。</p> <p>詳細は以下のHPにて。 （国土交通省HP）[外部サイト] ↓ クリック <a href="http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000257.html">http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000257.html</a> （国土交通省HP）[外部サイト][申請窓口一覧] ↓ クリック <a href="http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000018.html">http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000018.html</a> （関東地方整備局HP）[管理業務主任者申請に要する書類等一覧] ↓ クリック <a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000670198.pdf">http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000670198.pdf</a></p>	<p>法第2条第9号 法第57条 法第59条 法第60条 法施行規則第68条 法施行規則第69条 法施行規則第70条 法施行規則第71条</p>
2 実務経験の期間の計算方法と算入する業務内容について教えてください。	<p>実務経験の期間の計算は、月単位で行うこととし、一月に満たない日数については、30日を一月として計算します。また、この実務の経験については、マンション管理業務主任者試験の合格の前後を問いません。</p> <p>管理事務の実務経験として認められるものは、法第2条第6号に規定する基幹事務（①管理組合の会計の収入及び支出の調定②出納③マンション（専有部分を除く。）の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整）のうち①から③のいずれかの事務に関するもの（管理組合収支予算案及び収支決算案の作成、管理組合収支状況の報告、管理組合会計帳簿の作成、区分所有者に対する管理費等の収納、管理費等滞納者に対する督促、月次入金・未入金金の報告、長期修繕計画案の作成、更新及び修繕資金計画案の作成・更新、保守点検等の企画・調整に関する業務等）であり、管理組合又は区分所有者等と直接の接触がある部門に所属した期間を算入するものとし、当該部門に所属した場合であっても単に補助的な事務に従事したものは含めません。 したがって、単に清掃業務を行っていたなど基幹事務以外のマンションの管理に関する事務のみに従事したことは管理事務の実務経験としては認められません。</p>	<p>法第59条 「マンション管理業務主任者の登録に係る「実務経験」について」 平成13年12月13日 国総動第145号 国土交通省総合政策局不動産課長</p>
3 管理業務主任者の登録申請書、管理業務主任者証の交付申請書の提出方法を教えてください。	原則、郵送でお願いします。	
4 管理業務主任者の登録の申請をしましたが、登録された場合、通知はありますか？また、期間はどれくらいかかりますか？	標準処理期間は30日ですが、申請の補正に要する期間や審査のために必要な資料の提供等に要する期間は含まれないのでご注意ください。登録が完了すると、申請者に登録通知書（ハガキ）で通知します。	
5 管理業務主任者の登録申請と管理業務主任者証の交付申請を同時に行うことはできますか？	管理業務主任者の登録申請と管理業務主任者証の交付の申請を同時にはできません。管理業務主任者証の必要な方は、登録通知が届いた後、別途交付申請の手続きを行ってください。	<p>法第59条 法第60条</p>
6 管理業務主任者証の交付を受けるためには事前に講習を受ける必要がありますか？	<p>管理業務主任者証の交付を受けようとする者は、交付の申請の前6月以内に行われる講習を受講する必要があります（ただし試験に合格した日から1年以内に管理業務主任者証の交付を受けようとする者については、講習の受講は免除されています）。有効期間の更新をするときも講習の受講は義務づけられています。講習の予約等は実施団体に直接お問い合わせください。</p> <p>実施団体や講習の詳細は以下のHPにて。 （国土交通省HP）[外部サイト] ↓ クリック <a href="http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000257.html">http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000257.html</a></p>	<p>法第60条 法第61条</p>
7 管理業務主任者証の交付の申請をしましたが、管理業務主任者証が届くまでどれくらいかかりますか？	標準処理期間は30日ですが、申請の補正に要する期間や審査のために必要な資料の提供等に要する期間は含まれないのでご注意ください。管理業務主任者証が出来上がりましたら、順次交付いたします。	
8 関東地方整備局管轄外に住民票を移すことになりました。住所変更の届出はどこに出せばよいでしょうか？	<p>住民票の住所地を管轄している地方整備局等へ提出してください。届出の方法等について住所を管轄する地方整備局等の下記申請窓口へ直接お問い合わせ願います。 （国土交通省HP）[外部サイト][申請窓口一覧] ↓ クリック <a href="http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000018.html">http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000018.html</a></p>	<p>法第62条 法施行規則第104条</p>

## 管理業務主任者の登録・主任者証の交付について

法とは「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」をいいます。

法令や通達は、国土交通省のHPから確認できます。クリック→ [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000269.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000269.html)

よくある質問	回答	参考
9 登録を受けた事項(氏名、本籍、住所、業務に従事するマンション管理業者)に変更がありました。登録事項の変更の届出を行う必要がありますか？	<p>管理業務主任者登録簿登録事項変更届出書を、遅滞なく提出してください。既に管理業務主任者証の交付を受けている方で、氏名の変更を伴う場合は、管理業務主任者証の再発行が必要です。以下の関東地方整備局のHPに「管理業務主任者申請に要する書類等一覧」を掲載していますので、参考にしてください。</p> <p>以下(関東地方整備局HP)変更届出書(様式24号)[Excel:93KB]  <a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000626300.xls">http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000626300.xls</a>                      詳細は以下のHPにて                      (関東地方整備局HP)「管理業務主任者申請に要する書類等一覧」↓クリック  <a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000670198.pdf">http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000670198.pdf</a></p>	<p>法第62条                      法施行規則第76条</p>
10 登録事項変更届出書の提出方法を教えてください。	<p>原則、郵送でお願いします。</p>	
11 住所の登録事項の変更届の手続きをしないまま、2度以上転居しています。この場合でも住民票を添付すればよいですか？	<p>変更届出を行わず2度以上転居している方で、取得した住民票に全ての住所履歴が記載されない場合、登録住所と現住所とのつながりを確認する必要があるため、住民票のほか、住民票の除票又は戸籍の附票等の転居履歴を証明する公的書類を添付して下さい。</p>	
12 管理業務主任者証に記載のある住所に変更がありました。管理業務主任者証の書換交付は必要ですか？	<p>平成27年4月1日より管理業務主任者証から住所の記載が削除されていますので、書換交付の必要はありません。ただし、任意での書換交付は可能です。この場合、新たに発行する管理業務主任者証には住所の記載はありませんのでご注意ください。なお、平成27年3月31日以前に交付された管理業務主任者証は、その有効期間内において管理業務主任者証の提示の際、住所欄にシールを貼ったうえで提示して差し支えありません。                      ※住所変更があった場合は、書換交付の有無にかかわらず、管理業務主任者登録簿登録事項変更届の提出は必要です。</p>	<p>法施行規則第74条                      「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」平成27年3月27日                      国土動第148号                      国土交通省土地・建設産業局不動産課長通達</p>
13 (1)管理業務主任者証の更新手続きをしていますが、更新後の管理業務主任者証の交付前に、管理業務主任者証の有効期間が過ぎてしまいました。この場合、管理業務主任者でなければ行うことができない業務(①重要事項の説明②重要事項説明書への記名押印③契約成立時の書面への記名押印④管理事務の報告)を行ってもよいですか？  (2)有効期間の過ぎた管理業務主任者証はどうすればよいですか？	<p>(1)管理業務主任者証の更新手続きをしていたとしても、管理業務主任者証の有効期間が過ぎた場合は、管理業務主任者でなければ行うことができない業務(①重要事項の説明②重要事項説明書への記名押印③契約成立時の書面への記名押印④管理事務の報告)は行うことができません。                      (2)有効期間の過ぎた管理業務主任者証は、速やかに返納しなければなりません。                      詳細は以下のHPにて。                      (関東地方整備局HP)「管理業務主任者申請に要する書類等一覧」↓クリック  <a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000670198.pdf">http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000670198.pdf</a></p>	<p>法第2条第9号                      法第60条                      法第61条</p>
14 管理業務主任者証を亡失又は汚損したとき、管理業務主任者証の再発行は可能ですか？	<p>希望する方は主任者証の再交付を申請することができます。                      ※亡失により再交付を受けた後、亡失した管理業務主任者証を発見したときは、速やかに発見した管理業務主任者証を返納してください。                      詳細は以下のHPにて。                      (関東地方整備局HP)「管理業務主任者申請に要する書類等一覧」↓クリック  <a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000670198.pdf">http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000670198.pdf</a></p>	<p>法施行規則第77条</p>